

令和7年度教育課程について（届） （小学部）

このことについて、東京都立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

特別支援学校として、校内に在籍する児童・生徒の教育目標を次のように掲げるとともに、地域のセンター校として障害のある児童への支援を推進する。

- ・健康で明るい子
- ・意欲をもってがんばる子
- ・みんなと仲良くできる子

小学部の目標（普通学級・知的）

- ・たくさん体を動かし、基礎体力を養う。
- ・規則正しい生活を送り、身の回りのことが自分でできる力を育てる。
- ・いろいろな体験を通して豊かな感情を育み、表現する力やコミュニケーションをとる力を育てる。
- ・友達と協力しながら活動することを通して、社会性を培う。

小学部の目標（普通学級・自閉）

- ・たくさん体を動かし、基礎体力を養う。
- ・規則正しい生活を送り、身の回りのことが自分でできる力を育てる。
- ・コミュニケーションの手段を身に付け、表現する力を養う。
- ・友達と一緒に活動することを通して、社会性を培う。

小学部の目標（重度・重複学級）

- ・たくさん体を動かし、基礎体力を養う。
- ・規則正しい生活を送り、着替え・排せつ・食事など、自分でできることを増やす。
- ・コミュニケーションの手段を身に付け、表現する力を養う。
- ・友達と一緒に活動することを通して、社会性を培う。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

- ・児童一人一人の生命に畏敬の念をもち、個性と可能性の伸長のために、人権を尊重した教育を行う。いじめの未然防止、早期発見・早期対応、重大事態への対処等に向けた指導の充実に努めるとともに、教員による体罰や不適切な言動等の根絶に向けた取り組みや人権課題に関する研修を実施し、人権意識に基づいた学校づくりを推進する。
- ・学習指導要領に示されている各教科等の内容と関連を図り、実際の学校生活の中で係活動等の体験的、具体的な学習活動を通して、果たすべき役割と責任について学習できるようにするなど、「（小学校・中学校）多様な教育課題に対応したカリキュラムモデル」（平成27年9月）等を参考にし、主権者教育及び消費者教育の基礎となる指導の充実に努める。
- ・児童が自ら学び、自ら考えるなどの「生きる力」を育むために、体験的・総合的な学習を設定し、様々な学習の形態を工夫するなどして、児童が相互に学び合いながら一人一人の個性を尊重し合う、豊かな人間性の育成を図る。
- ・児童一人一人の障害の状況や特性、ニーズを把握した個別指導計画を作成する。個に応じてスモールステップを大切にしながら指導目標や指導の手だてを具体的に設定し、児童一人一人の「できること」を大切にしながら授業づくりを実施し、指導の充実に努めるとともに、適正な計画、実施、評価、改善を行う。
- ・知的障害のある児童の学習特性を踏まえた指導の形態である「各教科等を合わせた指導」については、発達段階に応じた一貫性のある教育の中核に位置付け、児童の主体性や意欲を育てる単元（題材）の工

夫・開発、学習環境の整備、指導内容・方法の充実・改善等に努める。

- ・オリンピック・パラリンピック教育を発展させ、共生社会の実現等に向け、家庭や地域等と連携を図りながら、障害者スポーツ等を通じた交流を継続して取り組むなど「学校2020レガシー」を各教科等や行事等と関連付け、学校全体で組織的・計画的に展開する。
- ・各授業における芸術に関する指導において、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育て、生涯を通じて芸術活動を楽しめるようにするなど、芸術・文化的指導及び活動等に関する指導の充実を図る。
- ・保護者の要望や期待に応えられるように、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し、関係諸機関との連携や引き継ぎのツールとし、支援に関する必要な情報の共有を図る。
- ・学校運営連絡協議会を設置し、学校運営や教育内容について保護者や地域住民の意向を的確に把握し、学校評価を行い、意見を反映するとともに、本校に関する情報を積極的に発信していく場とし、開かれた学校づくりを進める。
- ・児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立て、教育課程の実施状況を評価しその改善を図る。教育課程の実施に必要な人的体制確保と物的環境整備を行いその改善を図っていくことに加え、個別指導計画の評価と関連付けた教育課程の評価・改善に取り組み、教育課程を中心に据えた教育活動の向上を図ることを通して、カリキュラム・マネジメントを推進する。

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の重点

ア 各教科

- ・国語を中核としつつ、各教科等を通じて様々な文章や資料を読んだり調べたりするなどの多様な読書活動を推進する。
- ・算数については、数概念の基礎的な知識を養い、生活の中で生かせるようにする。
- ・音楽では、表現・鑑賞の活動を通して、音楽についての興味、関心を深めるようにする。
- ・図画工作では、初歩的な造形活動に興味、関心をもたせ、表現の喜びを味わえるようにする。
- ・体育では、運動の経験を通して、健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、個々の児童の障害の状態等、遊びや運動の経験及び技能の程度に応じた指導を進め、生涯を通じてスポーツに親しめるようにする。
- ・障害の状態に応じた環境の工夫及び視聴覚機器の活用を図る。

(普通学級 知的)

- ・生活については、第5、6学年において設定し、「社会の仕組みと公共施設」「生命・自然」「ものの仕組みと働き」について具体的な活動や体験を通して関心を持ち、自らの生活を豊かにしていくための資質・能力を身に付けることを目指す。
- ・国語については、言葉やコミュニケーションの基礎的な知識を養い、生活の中に生かせるようにする。また、絵本の読み聞かせ等を通して、本への関心を高めるようにしていく。

(普通学級 自閉)

- ・生活については、第5、6学年において設定し、「社会の仕組みと公共施設」「生命・自然」「ものの仕組みと働き」について具体的な活動や体験を通して関心を持ち、自らの生活を豊かにしていくための資質や能力を身に付けることを目指す。
- ・国語については、言葉やコミュニケーションの基礎的な知識を養い、生活の中に生かせるようにする。
- ・時間の構造化を図り、一人一人が見通しをもてるような工夫をする。

(重度・重複学級)

- ・国語については、「見る」「聞く」「話す」の基礎となるコミュニケーションの方法を身に付け、生活の中に段階的に生かせるようにしていく。また、絵本の読み聞かせ等を通して、本への関心を高めるようにしていく。
- ・音楽では、音やリズムを感じ、楽しさを体で表現できるようにする。
- ・図画工作では、色や形、感触、温度等を様々な方法で感じ、初歩的な造形活動に親しむ。

イ 道徳科

- ・互いに尊重し、望ましい対人関係を育て、集団生活や社会生活に必要なルールを守り、すすんで楽

しく参加できる能力や態度を身に付ける。道徳教育の推進等のために、道徳教育推進教師を生活指導部に位置付け指名する。全体計画及び年間指導計画を作成し、「特別の教科 道徳」の内容に基づいて、各教科等を合わせた指導や教育活動全般に渡って指導する。

ウ 外国語活動

- ・児童の興味、関心や日常及び社会生活との関わりを重視し、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する。第3学年以上を対象に生活単元学習の中で行う。

エ 特別活動

- ・学校行事等を通して、興味・関心を生かした主体的に関わる課題を設定し意欲を伸ばし最後まで協力して学習する力を育む。
- ・学級活動については、役割分担や生活をよくするための目標に向けた取り組みなどを通して、自主的・実践的な態度を育む。

オ 自立活動

- ・特別支援学校外部専門員等の指導・助言を生かしていく。
- ・人間関係の形成について児童の障害の特性等に応じて他者の理解や対人関係を取り上げて指導していく。
- ・学習指導要領における自立活動の「個別の指導計画の作成と内容の取扱い」に基づき、実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ図を作成・活用するなどしながら、個々の障害や特性及び心身の発達の段階等の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別の指導目標や具体的な指導内容を定めた個別指導計画を作成し、指導を行う。

(重度・重複学級)

- ・時間の指導として全学年において毎日20分設定し、学習指導要領の目標及び内容を踏まえ、個別指導計画に基づいた指導を行う。各教科等を合わせた指導においても行う。

カ 各教科等を合わせた指導

- ・各教科等を合わせた指導を行う際には、「知的障害特別支援学校の教育課程の充実に向けて」（令和3年3月）を参考に教育課程を編成し、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、一部なのか全部なのかについて十分に検討するとともに、各教科等の目標及び内容に照らした学習評価を行う。
- ・日常生活の指導では、基本的な生活技能の向上と望ましい生活習慣の定着を図り、自立への意欲を伸ばす。
- ・遊びの指導及び生活単元学習で、日本の伝統・文化の学習として、お正月遊びや書き初めなどをする。
- ・生活単元学習では、学校生活、家庭生活、地域生活に関連した単元を設定し、各教科や行事と関連させて単元ごとの指導計画を適切に作成する。体験的・総合的な学習活動を設定し、指導内容・方法の充実・改善を図る。
- ・「がんについて正しく理解し、健康と命の大切さを考えるリーフレット」（令和5年6月）を活用し、実態に応じてがん教育の推進を図る。
- ・性に関する指導については、「性教育の手引き」（平成31年3月）を活用しながら全体計画を作成し、児童が発達段階に即して人間の性を正しく理解し、家庭・社会生活と関連させていく。児童の実態に応じて日常生活の指導の中で行う。なお、指導に当たっては、家庭の理解を得るとともに、集団で行うガイダンスと、個別に対応したカウンセリングの双方の観点により行うようにする。
- ・ヘルプマークとヘルプカードの活用について、単元に位置付けながら日常生活の中で体験的に学習できるようにする。

(普通学級 自閉)

- ・自閉症の障害特性及び児童一人一人の実態等に応じた課題（対人関係の課題やソーシャルスキルの課題等）の解決を目指して、社会性の学習を行う。

(重度・重複学級)

- ・日常生活の指導においては、特に給食後の指導に重点を置き、児童の基本的な生活技能の向上と習慣の定着を図り、生活自立への意欲を伸ばす。

(2) 生活指導の重点

- ・全教職員が協力して、組織的に指導をし、児童の基本的な生活習慣の確立や社会性の育成等、将来の自立と社会参加に向けて生活指導の充実を図る。
- ・情緒の安定を図り、自ら取り組む意欲と最後までやりとおそうとする気持ちを養う。
- ・保護者との連携を密にし、本校独自の「一人通学マニュアル」を活用しながら、一人通学の指導の充実を図るとともに「位置検索(GPS)機能を活用した安全・安心な登下校に向けて」(平成30年12月)などを参考に、児童の実態に応じた行方不明の防止策を講じる。
- ・交通ルールを守りながら安全に歩行できるように、関係機関と連携して交通安全教室を実施する。
- ・教員に課せられている「安全配慮義務」について、全教員へ周知を図り、学校事故(負傷事故や行方不明等)の未然防止を徹底する。
- ・地域の健全育成ネットワークを活用し、児童の健全育成の活性化及び充実を図るためにセーフティ教室を実施し、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪防止教育を推進する。
- ・「安全教育プログラム」、「防災ノート～災害と安全～」を活用し、犯罪や事故、災害などの危険を予測し回避する能力や、他者を守る資質・能力を身に付けることのできる安全教育(安全指導)を推進する。
- ・避難訓練は「学校危機管理マニュアル」、「安全教育プログラム」、「防災ノート～災害と安全～」を踏まえ、体験的・実践的な内容となるよう工夫する。また、保護者や地域との連携を重視した避難訓練・防災訓練を年間1回以上実施する。
- ・災害や事故等の発生に備え、学校が作成する緊急カードや区市町村が作成するヘルプカード等を利用して周囲の人に支援を求める能力や公共施設等に自ら避難して自身の安全を確保する能力など、危険を予測し回避する力を育成する。
- ・「SNS東京ルール」(平成31年4月改訂)に基づいたルール作りのほか、「SNS東京ノート」(令和4年度版)、「考えよう!いじめ・SNS@Tokyo」(令和3年3月更新)、「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引き」(平成28年3月)等を活用し、パソコン、携帯電話、スマートフォン等情報機器の適切な利用について指導を行う。
- ・不登校や長期欠席等の児童については、家庭訪問や保護者との連絡等を通して、当該児童が置かれている状況や交友関係などについて把握するとともに、「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」(平成30年12月)等を活用しながら関係機関と連携して指導を行う。

(3) 進路指導の重点

- ・日常の指導全般を通じて一人一人の進路について、進路情報を収集し、保護者会や個人面談等を通して、保護者との連携を密にしながらい指導の充実を図る。
- ・各教科等を合わせた指導を中心に働く意欲が身に付くよう指導の充実を図る。
- ・日常的に、挨拶をしっかり行う等、社会性を身に付けるよう指導の充実を図る。
- ・キャリア教育については小学部の全体計画を作成し、全学年において係活動・お手伝い(役割活動)の活動を設定する。中学部生徒会活動を意識させ、進学先である特別支援学校高等部とも連携し、小学部から高等部まで一貫性のあるキャリア教育を推進する。第5、6学年においては役割学習を中心にしながら、職業に関わる見学及び体験等の実施として、清掃技能検定に基づいた清掃活動を体験する機会を2年間において、延べ2日間以上設定する。

3 教育目標達成のための特色ある教育活動・その他の配慮事項等

(1) 特色ある教育活動

- ・乗車学習、社会見学、移動教室、修学旅行などを通して、体験学習や社会体験を積み、基本的な生活習慣の確立や集団生活への参加意識能力を高める。また、宿泊行事の実施に当たっては、学年進行に伴う系統性とねらいを基に、適切な宿泊先を選定し段階的に実施する。
- ・副籍制度の充実を図り、地域の学校との交流及び共同学習を推進する。その実施に当たっては、交流を行う双方に期待される成果等を十分に検討し、個別指導計画に基づいた計画的な指導を行うとともに、地域の主任児童委員の参加協力など工夫して、直接的な交流を促進していく。
- ・交流協力校である板橋区立高島第三小学校や板橋区立高島第五小学校の同年代の児童との直接交流や展示交流を深める。また、実施に当たっては、「障害について」の出前授業を実施し、障害理解を進めて

いく。

- ・家庭や地域での生活の質を向上するために、特別支援学校外部専門員の活用や地域の人材を活用した指導を通して蓄えた専門的知見を保護者や関係機関と共有し、共生社会の実現に貢献する。
- ・「つながり」と「安心」（平成28年3月）を参考に学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し、就学前関係各所との連携を図り、早期からの個々のニーズに応じた教育を推進していく。学校で実施すべき児童一人一人の障害特性等に応じた支援の工夫について記載するなど内容の充実を図る。
- ・東京都立特別支援学校 アートプロジェクト展への出展や、総合文化祭への参加等を通して、校内の芸術に関する指導の充実を図る。
- ・東京都の定める「東京都教育の日」の主旨を生かし、都民に本校の教育の理解を深めるため、学校見学会や副籍事業理解推進研修会等を実施する。
- ・ICT機器及び他の視聴覚機器等を活用しながら授業力の向上を図るとともに、教材・教具等の収集、作成、指導事例の蓄積等を進めていく。
- ・「小学校プログラミング教育の手引（第3版）」（令和2年2月）及び「情報教育の推進に向けて～小学校プログラミング教育と情報モラル教育～」（平成31年3月）などを活用しながら、児童の実態や各教科等の特質に応じた「プログラミング的思考」を育む指導を工夫する。
- ・児童の実態や学校の実情に応じて、外国語や外国文化に触れる機会や経験を重視した外国語教育及び国際理解教育の充実を図る。特にTGGの利用や、外国人英語等教育補助員を効果的に活用した教育活動の工夫・開発に努める。

(2) その他の配慮事項

- ・通学区域の就学前施設、小・中学校、盲・ろう・特別支援学校及び板橋区・練馬区教育委員会との連携特別支援教育ネットワークの広域支援体制を構築する。
- ・就学前の幼児を対象とした授業体験会を実施し、保護者や関係機関との連携を図りながら円滑な移行支援を図る。
- ・特別支援教育の専門機関として地域のセンター的機能を果たすため、家庭や関係機関との連携を図る。
- ・障害のある児童の理解推進として、学校見学会を年間5回実施、啓発講演会を地域の学校で行う等、積極的に地域に啓発活動をする。
- ・学校生活全体における言語環境を十分に整え、児童の言語活動が活発に行われるようにするとともに、児童一人一人の障害の状態等に応じた適切なコミュニケーション手段の確立に成果を上げられるよう人的・物的環境を整備する。
- ・療育機関や医療機関の訪問、施設見学会の実施などを通して、家庭と学校が将来について共通理解を図り、連携を深められるようにしていく。
- ・事故防止や防災対策の徹底を図るとともに、家庭や地域との協力関係を深める。
- ・体罰の根絶に向け、年3回の研修を実施する。
- ・人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、人権教育を推進する。
- ・人権課題「北朝鮮による拉致問題」について、DVD「めぐみー引き裂かれた家族の30年」等を活用した研修を行うとともに、児童・生徒の発達段階に応じてアニメ「めぐみ」等を活用しながら、工夫して指導を行う。
- ・「SOSの出し方に関する教育」を推進するための資料（平成30年2月）、DVD「自分を大切にしよう」を活用し、発達段階に応じた適切な援助希求行動ができるよう指導を行う。
- ・個別指導計画に基づく指導の評価に当たっては、学習の習得状況や成長・発達の様子などについて、各教科は観点別学習状況を踏まえて、常に具体的かつ客観的な評価を行うことに努める。そのために、「授業記録」の取り方や整理の在り方を工夫する。
- ・「東京都いじめ防止対策推進基本方策」（平成26年7月）に基づいて学校で作成した「学校いじめ防止基本方針」及び、いじめ総合対策（第2次・一部改定）（令和3年2月）を活用し、「いじめ防止の取組を推進する6つのポイント」や「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」を基に、教育委員会と連携して組織的にいじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の四段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていく。
- ・「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料（児童・生徒用）」（令和2年7月）を活用して、学校感染症の罹患者に対する偏見や差別が生じないよう指導する。